

職員の懲戒処分等について

令和8年5月26日付けで、次のとおり、懲戒処分を行いました。

被処分者	処分内容	処分理由
建設課 係長 47歳	戒告	令和7年11月17日午前7時40分頃、自家用車で通勤途中、片側一車線の県道において対向車線にはみ出し、対向車と衝突する交通事故(人身)を発生させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第3号に該当し、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。